

# 報 道 資 料

令和6年3月28日

こども・女性局 教育振興課 私学係  
西村・河西  
直通 0742-27-8347

教育委員会事務局 学校支援課 授業料奨学金係  
下井・栗山  
内線 5297・5363 / 直通 0742-27-9859

## 令和6年度 高校生等への修学支援制度について

県では高校生等が安心して教育を受けられるよう、学費の負担を軽減する制度や無利子で奨学金を貸与する制度等の支援制度を設けています。必要とされる方に利用していただけるよう学校内で周知する他、県ホームページ、県民だより奈良4月号でもこれらの制度をお知らせします。

### 1. 実施制度の概要

<p><b>高等学校等就学支援金</b></p> <p>国が生徒に代わり高等学校等の授業料を負担するもの。直接学校に支払われ、授業料に充当される。</p> <p>◆主な支給要件</p> <p>世帯年収</p> <p>約<b>910</b>万円未満</p>	<p><b>授業料等軽減補助金</b></p> <p>家庭の経済状況にかかわらず、希望する進路を選択できるよう、就学支援金の対象外となる授業料や施設整備費等を支援。</p> <p>◆主な支給要件</p> <p>世帯年収約<b>910</b>万円未満 もしくは 年収<b>910</b>万円以上の<b>多子世帯</b></p> <p>※多子世帯：23歳未満の子を3人以上扶養している世帯</p>
<p><b>高校生等奨学給付金</b></p> <p>授業料以外の教育費負担が重い非課税世帯を対象に支給する、返還不要の給付金。</p> <p>◆主な支給要件</p> <p>世帯年収</p> <p>約<b>270</b>万円未満</p>	<p><b>高等学校等奨学金</b></p> <p>勉学意欲がありながら経済的な理由で就学が困難な生徒に対し、学業に関する全てのことに利用可能な奨学金を無利子で貸与するもの(返還必要)。</p> <p>◆主な支給要件</p> <p>原則として生活保護基準額の</p> <p><b>1.5倍</b>以内</p>

### 2. 募集期間

各制度により募集期間・申請方法が異なるため、下記までお問い合わせください。

### 3. 問い合わせ先

在籍する高等学校または

公立高校・高専：教育委員会事務局学校支援課 授業料奨学金係

私立高校：こども・女性局 教育振興課 私学係

※高等学校等奨学金については公立・私立ともに学校支援課へ。